

# ひとり親家庭の方へ

子育て推進課（市役所1階21番窓口）・内線1345

市は、ひとり親家庭を支援するため、就労に関する給付金の制度や相談窓口を設けています。給付金の受給には事前の相談が必要です。

## 修学費用の貸付制度

子どもが高校や専門学校・大学などに進学予定で、修学費用の貸し付けを受けようと考えているひとり親家庭の方は早めにご相談ください。

貸し付けには▼金融機関の教育ローン▼東京都育英資金▼日本学生支援機構▼国の教育ローン▼東京都母子及び父子福祉資金▼立川市くらし・しごとサポートセンターの教育支援資金など多くの制度があります。貸付要件、募集期間、貸付限度額、利子の有無、一時金または継続

貸付など、制度によって異なります。

また、入学試験合格後は入学手続き締め切りまでの期間が短いため、自己資金の用意が不可欠です。今から少しずつ積み立てておきましょう。

## 就労支援

●高等職業訓練促進給付金 看護師、介護福祉士等の資格取得のために修業する場合に給付されます▼対象 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方▼児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準▼修業年限が1年以上の養成機関において、対象資格の取得が見込まれる▼就業または育児と修業の両立が困難で

あると認められる▼過去にこの給付金を受給していない▼対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、製菓衛生師、調理師等▼対象期間 修業期間中の全期間（上限3年）▼支給額 月額10万円（課税世帯は月額7万5000円）

●自立支援教育訓練給付金 就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合に給付されます▼対象 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方▼児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準▼当該講座の受講が適職に就くために必要

過去にこの給付金を受給していない▼対象講座 雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等▼支給額 修了した対象講座受講料の60%（上限20万円、ただし受講料2万円以下の講座は対象外）。今年度からは、雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給が受けられる方も60%相当額から一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

## ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員がひとり親家庭の皆さんの悩みや問題を一緒に考え、問題解決のお手伝いをします。相談は無料で、個人の秘密は守られます。小さなことでも気軽に相談してください。相談には電話予約が必要です。

## 家庭ごみ指定収集袋の減免申請臨時窓口を開設

市は、一定の要件に該当する世帯を対象に、ごみ処理手数料の減免措置として、家庭ごみ指定収集袋を交付しています。今年度（11月～平成30年10月）の減免申請臨時窓口を開設します。

昨年年度申請し、今年度も減免対象となる可能性のある世帯には10月上旬に申請書を発送します。臨時窓口で申請してください。代理の方の申請も可能です。対象となる世帯の方には原則として申請と同時に袋を交付します。複数の要件を満たしている世帯でも、重複しての交付はできません。

臨時窓口の開設日時	
10月10日(火)	午前9時～午後5時
11日(水)	午前9時～午後8時
12日(木)	午前9時～午後5時
13日(金)	午前9時～午後8時
14日(土)	午前9時～午後4時
15日(日)	午前9時～午後4時

▼減免対象となる世帯 生活保護法による生活保護を受けている▼中国残留邦人等支援法の支給を受けている▼児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している▼老齢福祉年金を受給している▼身体障害者手帳1級・2級の方がいて、世帯全員が市民税非課税▼愛の手帳1度・2度の方がいて、世帯全員が市民税非課税▼精神障害者手帳1級・2級の方がいて、世帯全員が市民税非課税▼要介護4・

要介護5の方がいて、世帯全員が市民税非課税▼市長が特別な理由があると認めた  
※大正5年4月1日以前に生まれた方が対象の制度で「老齢基礎年金」とは異なります。

## 優秀工事 事業者を表彰

市は平成28年度中にしゅん工完了した市内の事業者を8月22日に表彰しました▼幸学習館空調機改修工事(空調工事) 林部商会(高松町3丁目)▼公共下水道管渠等維持工事その3 三喜技研工業(砂川町8丁目)



林部商会、三喜技研工業の皆さんと市長、副市長

品質管理課・内線2453

## 民生委員・児童委員の委嘱

厚生労働大臣から次の方が民生委員・児童委員に委嘱されました。任期は平成31年11月まで。新井晴美氏(担当区域 栄町4丁目35、47、6丁目2、6) 困りごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。委員の

連絡先や相談内容などは福祉総務課にお問い合わせください。福祉総務課地域福祉推進係・内線1492

## 公開する会議日程

市は、開かれた市政を推進するため、審議会などの会議を公開しています。公開する会議の日程は、市ホームページでもお知らせしています。いずれも直接会場へ(先着順)。

●建築審査会 9月19日(火)午後3時から市役所2階210会議室 5人 建築指導課庶務係・内線2331

●在宅医療・介護連携推進協議会 9月22日(金)午後1時30分～3時 市役所2階208・209会議室 10人 高齢福祉課介護予防推進係・内線1472

●農業委員会総会 9月25日(月)午後3時から市役所2階208・209会議室 4人 農業委員会事務局・内線2654

●介護保険運営協議会(計画策定等調査検討会) 9月27日(水)午後3時から市役所3階302会議室 16人 介護保険課介護給付係・内線1440

## 10月2日月

今月の納期

国民健康保険料第3期分 後期高齢者医療保険料第3期分 介護保険料第3期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください 国民健康保険料 = 保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料 = 保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料 = 介護保険課介護保険料係・内線1446

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合わせ先、または下記ファクスまでお申し込みください。Fax (521) 2653